

第2回長野広域連合ごみ処理手数料審議会 議事録

【開催概要】

開催日時：令和3年8月5日（木）13時50分から14時45分まで
開催場所：ながの環境エネルギーセンター 管理棟3階 会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 事務局長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 審議事項
 - ① 前回議事録の報告
 - ② ごみ処理の広域化処理に伴うごみ処理手数料の審議について
 - ③ 答申について
 - (2) その他
- 5 閉会

【議事資料】

ごみ処理の広域化処理に伴うごみ処理手数料の審議について

- (1) 一般廃棄物会計基準（環境省）によるごみ処理原価：シートNo.1～5
- (2) 受益者負担の負担割合について：シートNo.6～10
- (3) ごみ処理手数料の見直し（案）について：シートNo.11

【出席委員】 9名

【欠席委員】 1名

【事務局】 7名

【会議内容（要旨）】

1 開会

会議の公開について報告（事務局）

2 会長あいさつ

（会長） 本日は暑い中、審議会に御参加いただきお礼申し上げます。当審議会での意見が答申の基となるため、非常に大事な会議である。各委員の協力をお願いする。

3 事務局長あいさつ

（事務局長） 本日はお忙しい中、御出席いただき感謝申し上げます。現在、千曲市に建設中の（仮称）B焼却施設については、令和4年3月の竣工を目指して整備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症等の影響で工程に2か月程度の遅れが生じており、本稼働は令和4年6月を予定している。審議事項であるごみ処理手数料は、令和4年4月以降、現在稼働中のながの環境エネルギーセンターでも適用となり、2施設のごみ処理手数料は統一した金額となる。本日は、委員の皆様にはそれぞれの立場から忌たんのない御意見をいただくよう、よろしく願います。

4 議 事

(1) 審議事項

① 前回議事録の確認

◇前回議事録について報告（事務局）

《質疑なし》

② ごみ処理の広域化処理に伴うごみ処理手数料の審議について

◇一般廃棄物会計基準（環境省）によるごみ処理原価

◇受益者負担の負担割合について

資料：シートNo.1～10 により説明（事務局）

- （岡田委員） 3シート目にながの環境エネルギーセンターとB焼却施設の管理運営委託費が記載されており、前回資料で処理量は前者が405トン/日、後者が100トン/日だったが、規模が大きいほど管理運営委託費の効率は良くなるという理解でよいか。また、売電関係の控除等について再度説明をお願いする。
- （事務局） お見込みのとおり、施設規模が大きいほど効率は良くなる。売電に関しては、ながの環境エネルギーセンターの管理運営委託費について実際は10億円程度だが、運営事業者の収入となる売電分の約6億円を除き、約4億円で積算している。B焼却施設は発電能力が小さく、年間の売電収入は2千万円程度で、連合の収入となるものである。
- （奥原委員） 2シート目の循環型社会形成推進交付金について、年度ごとに変動があれば合計にも影響してくると思うが、変動はないものなのか。また、4シート目の経費に関して、エコパーク須坂の運営モニタリング業務経費を令和6年度は計上していないという説明だったが、モニタリングを実施しないということか。やらない場合はその理由を伺いたい。
- （事務局） 循環型社会形成推進交付金については施設整備に係る工事費に対して交付されるもので、記載の金額が最終的な合計額である。合計額を減価償却期間の30年で振り分けており、増減するものではない。また、運営モニタリング業務経費については、稼働後の3年間、専門機関の業務支援を受ける内容である。エコパーク須坂は令和3年度から令和5年度まで、B焼却施設は令和4年度から令和6年度までの経費を計上した。
- （飯田委員） ごみ処理手数料は3年ごとに見直すものなのか。現行の160円の前はいくらだったのか。
- （事務局） ながの環境エネルギーセンターが平成30年度から稼働を開始しており、長野広域連合として手数料を設定したのはそれが初めてである。今回は、B焼却施設が令和4年度から稼働するため、3施設全体の経費から手数料を算定し、見直すものである。
- （会長） 広域連合施設の稼働開始が平成30年度で、それ以前は各市町村で設定していたものである。
- （事務局） 今回の見直しについては、B焼却施設の稼働開始に伴い改めてコストを計算し、手数料を算定している。算定に当たり、建設費や運営経費など全体的なコストは決まっており、ごみ量に応じて金額が変わってくる。当初予測では、人口減少に伴いごみ量も減るものと考えていたが、実際はそこまで減っていない。今後も変動がなければ無理に改定する必要はないと考えているが、状況に応じて手数料を改定する必要性が生じた場合は、3年後の審議会で議論していただくこととなる。
- （畔上委員） 運営費に関して、30年の稼働期間であれば事故や故障など、修理が必要な状況が出てくると思うが、その際の対応は公費負担となるのか。
- （事務局） いずれの焼却施設もDBO事業方式を採用しており、事業者とは工事契約、20年間の運営契約を締結している。運営に関しては毎年の点検や基幹改良な

どのメンテナンス、修繕費用が含まれており、災害など想定外の事態を除いて新たな費用は発生しない。なお、ごみ処理手数料は通常の運営経費について受益者に負担を求めるもので、通常範囲外のもの受益者負担とするべきではないと考えている。

- (奥原委員) 9シート目の受益者負担の表について、考慮していないという3団体は、処理経費を全て公費負担しているのか。
- (事務局) ごみ処理手数料を受益者負担として求めるという考え方をしているかという解釈である。考慮していない3団体も実際は手数料を徴収しているが、ごみ処理原価に対して何割程度の負担ということで設定していない。
- (奥原委員) 市町村負担はないということか。
- (事務局) 受益者負担を除いた分は市町村負担となる。なお、手数料については各自治体の考え方がある。当連合では持ち込みごみのほとんどが事業活動に伴って排出される事業系ごみであるため、公費負担ではなく、事業者側が負担すべきと考えている。
- (近藤委員) コロナ禍で経済活動が停滞しているが、ごみ量への影響はあるか。
- (事務局) ごみの全体量は大きく変わっていないが、割合を見ると事業系が減少し、家庭系が増加している。
- (近藤委員) 事業系のごみ量が減少した場合、受益者負担は大きくなるのか。
- (事務局) ごみ処理原価はごみの全体量で見ると、集積所に出されるごみを含めてごみ処理手数料を定めることとなる。全てを受益者負担とするものではない。
- (近藤委員) 家庭ごみが増加した場合、各市町村の負担となるのか。
- (事務局) 受益者負担を求めない家庭系ごみの収集は市町村が実施しているが、収集運搬費用も含めて各市町村の負担となる。
- (会長) 事務局案について、賛成の方の挙手を求める。

《全員賛成》

③ 答申について

◇資料：シートNo.11 により説明（事務局）

- (奥原委員) 手数料区分に10キログラムごととあるが、表記方法はこれでよいか。
- (事務局) 現行条例も同様で、10キログラムごとに料金が加算される。
- (会長) 事務局案について、賛成の方の挙手を求める。

《全員賛成》

- (事務局) 連合長への答申は、令和3年9月1日に実施する。なお、会を代表して会長と副会長に出席をお願いする。

(2) その他

《特になし》

5 閉会

(14時45分閉会)